

トピック

新型コロナウイルスに係る傷病手当金申請における医師の証明について

新型コロナウイルス感染症について、感染症法での位置づけがこれまで「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」とされてきましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」となりました。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や死者数の総数を毎日把握・公表
- ・医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・新たな医療機関に参画を促す

- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割～3割を自己負担
- 入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種
 - 高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
 - 5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

2類相当から5類への変更に際して

- 政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。
- 感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。
- 限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる。
- 医療費等について、健康保険が適用され1割から3割は自己負担いただくことが基本となるが、一定期間は公費支援を継続する。

出典：厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

上記に伴い、健康保険の傷病手当金の申請について、今までは新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金については、臨時的な取り扱いとして、療養担当者意見の証明（医師の証明）の添付が不要となっていました。申請期間の初日が5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による申請と同様に、療養担当者意見の証明（医師の証明）が必要となります。

申請の際にはご注意ください。



法改正



法改正

「源泉所得税関係についての法改正」

令和5年の税制改正の大きな変更の1つに給与明細等の電子交付に関して変更が加えられています。

従来

給与明細や源泉徴収を電子交付する場合には従業員からの同意が必要となっており、同意を得られない場合は、従来通り紙で明細を発行する必要があります



改正

従業員からの直接同意がなかったとしても、事業主が設定した期限までに同意の有無について回答がなかった場合、承諾したとみなすことができる

この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用されます。

人事・労務

「労働保険料申告の時期になります！」

労働保険料の申告の時期になります。

申告・納付期限は、6月1日～7月10日までです。昨年10月と今年4月に雇用保険料率が変わっておりますのでご注意ください。

また、厚生労働省にて電子申請に関する特設サイトも公表されております。以下、URL。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html

簡単・便利に申請手続きができますので、ぜひご利用ください。
※特定の法人については、令和2年4月から電子申請が義務化されています。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

